



文部科学省



生きる力 学びの、その先へ

子供が未来を築く力を育みたい
新しい学習指導要領

令和元年度徳島県特別支援学校教育課程研究集会

行政説明

新特別支援学校高等部学習指導要領の
総則の改善点について

学習指導要領改訂のポイントについて

令和元年 8 月 2 6 日（月） 10:00～12:00

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

特別支援教育調査官 庄司美千代

本日の内容

I 改訂の経緯と基本方針

- 1 改訂の経緯
- 2 改訂の基本方針

II 高等部学習指導要領改訂のポイント

—総則の改善点を中心に—

- 1 総則改正の基本的な考え方
- 2 構成の大幅な見直しと内容の主な改善事項

本日の内容

I 改訂の経緯と基本方針

- 1 改訂の経緯
- 2 改訂の基本方針

II 高等部学習指導要領改訂のポイント

—総則の改善点を中心に—

- 1 総則改正の基本的な考え方
- 2 構成の大幅な見直しと内容の主な改善事項

新学習指導要領等が公示されるまで

○平成26年11月20日(文部科学大臣→中央教育審議会)

「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」(諮問)



○平成27年8月26日(中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程企画特別部会)

「教育課程企画特別部会における論点整理について」(報告)



○平成28年8月26日(中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会)

「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめについて」(報告)



○平成28年12月21日(中央教育審議会→文部科学大臣)

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」(答申)



学習指導要領等改訂案の公表、パブリックコメント等

平成29年3月31日

幼稚園教育要領(平成29年文部科学省告示第62号)

小学校学習指導要領(平成29年文部科学省告示第63号)

中学校学習指導要領(平成29年文部科学省告示第64号)

平成29年4月28日

特別支援学校幼稚部教育要領(平成29年文部科学省告示第72号)

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成29年文部科学省告示第73号)

平成30年3月30日

高等学校学習指導要領(平成30年度文部科学省告示68号)

平成31年2月4日

特別支援学校高等部学習指導要領(平成30年度文部科学省告示14号)

「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」 諮問の概要

趣旨

- ◆ 子供たちが成人して社会で活躍する頃には、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会や職業の在り方そのものも大きく変化する可能性。
- ◆ そうした厳しい挑戦の時代を乗り越え、**伝統や文化に立脚し、高い志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら価値の創造に挑み、未来を切り開いていく力が必要。**

- ◆ そのためには、教育の在り方も一層進化させる必要。
- ◆ 特に、学ぶことと社会とのつながりを意識し、「何を教えるか」という知識の質・量の改善に加え、「**どのように学ぶか**」という、学びの質や深まりを重視することが必要。また、学びの成果として「**どのような力が身に付いたか**」という視点が重要。

審議事項の柱

1. 教育目標・内容と学習・指導方法、学習評価の在り方を一体として捉えた、新しい時代にふさわしい学習指導要領等の基本的な考え方

- これからの時代を、自立した人間として多様な他者と協働しながら創造的に生きていくために**必要な資質・能力**の育成に向けた**教育目標・内容の改善**
- 課題の発見・解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習(いわゆる「**アクティブ・ラーニング**」)の充実と、そうした学習・指導方法を教育内容と関連付けて示すための在り方
- 育成すべき資質・能力を育む観点からの**学習評価の改善**

2. 育成すべき資質・能力を踏まえた、新たな教科・科目等の在り方や、既存の教科・科目等の目標・内容の見直し

3. 学習指導要領等の理念を実現するための、各学校におけるカリキュラム・マネジメントや、学習・指導方法及び評価方法の改善支援の方策

- 各学校における教育課程の編成、実施、評価、改善の一連の**カリキュラム・マネジメント**の普及
- 「アクティブ・ラーニング」などの新たな学習・指導方法や、新しい学びに対応した評価方法等の開発・普及

「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」諮問の概要

育成すべき資質・能力を踏まえた、教科・科目等の在り方や、教育内容の見直し例
(特別支援教育部分)

- 障害者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、全ての学校において、発達障害を含めた障害のある子供たちに対する特別支援教育を着実に進めていくためには、どのような見直しが必要か。

その際、特別支援学校については、小・中・高等学校等に準じた改善を図るとともに、自立と社会参加を一層推進する観点から、自立活動の充実や知的障害のある児童生徒のための各教科の改善などについて、どのように考えるべきか。

第1部 学習指導要領等改訂の基本的な方向性

第8章 子供一人一人の発達をどのように支援するか ―子供の発達を踏まえた指導―

5. 教育課程全体を通じたインクルーシブ教育システムの構築を目指す特別支援教育

- 障害者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システムの構築を目指し、子供たちの自立と社会参加を一層推進していくためには、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校において、子供たちの十分な学びを確保し、一人一人の子供の障害の状態や発達の段階に応じた指導や支援を一層充実させていく必要がある。
- その際、小・中学校と特別支援学校との間での柔軟な転学や、中学校から特別支援学校高等部への進学などの可能性も含め、教育課程の連続性を十分に考慮し、子供の障害の状態や発達の段階に応じた組織的・継続的な指導や支援を可能としていくことが必要である。
- そのためには、特別支援教育に関する教育課程の枠組みを、全ての教職員が理解できるよう、小・中・高等学校の各学習指導要領の総則において、通級による指導や特別支援学級（小・中学校のみ）における教育課程編成の基本的な考え方を示していくことが求められる。また、幼・小・中・高等学校の通常の学級においても、発達障害を含む障害のある子供が在籍している可能性があることを前提に、全ての教科等において、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるよう、障害種別の指導の工夫のみならず、各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立ての例を具体的に示していくことが必要である。
- また、通級による指導を受ける児童生徒及び特別支援学級に在籍する児童生徒については、一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援が組織的・継続的に行われるよう、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を全員作成することが適当である。
- 加えて、平成30年度から制度化される高等学校における通級による指導については、単位認定の在り方など制度の実施にあたり必要な事項を示すことが必要である。また、実施に向けて円滑に準備が進められるよう、校内体制及び関係機関との連携体制、各教科等の指導を行う教員との連携の在り方、通級による指導に関する指導内容や指導方法などの実践例を紹介することが求められる。
- 障害者理解や交流及び共同学習については、グローバル化など社会の急激な変化の中で、多様な人々が共に生きる社会の実現を目指し、一人一人が、多様性を尊重し、協働して生活していくことができるよう、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」と関連付けながら、学校の教育活動全体での一層の推進を図ることが求められる。さらに、学校の教育課程上としての学習活動にとどまらず、地域社会との交流の中で、障害のある子供たちが地域社会の構成員であることをお互いが学ぶという、地域社会の中での交流及び共同学習の推進を図る必要がある。
- その際、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とする「心のバリアフリー」の推進の動向も踏まえ、全ての人が、障害等の有無にかかわらず、多様性を尊重する態度を育成できるようにすることが求められる。
- 前述のような方向性を踏まえ、教育課程全体を通じた特別支援教育の充実を図るための具体的な取組の方向性は、別紙7（略）のとおりである。

第2部 各学校段階、各教科等における改訂の具体的な方向性

第1章 各学校段階の教育課程の基本的な枠組みと、学校段階間の接続

5. 特別支援学校

（1）現状・課題と改善の方向性

○近年、特別支援学校に在籍する子供たちの数は増加傾向にあり、特に、中学校に在籍した生徒が特別支援学校高等部に入学するケースが増加している。

また、重複障害者の割合も増加傾向にあり、例えば、他の障害に自閉症を併せ有する者や視覚と聴覚の障害を併せ有する者など、多様な障害の種類や状態等に応じた指導や支援がより強く求められるようになっている。

○各学校においては、在籍する子供たちの実態を分析・検討した上で、それぞれの学校における教育課題を正しくとらえ、重視する点や留意する点を明らかにして学校の教育目標を設定する必要がある。

○その上で、幼稚園教育要領に示された各領域のねらい、学習指導要領に示された各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の目標、指導内容の選択や配列等を通して、各学校の教育目標を達成できるよう、教育課程を編成することが必要である。

○教育課程の実施に当たっては、全ての子供たちに個別の教育支援計画を作成し、家庭や地域、医療や福祉等の関係機関等と連携した組織的、継続的な指導や支援を行うとともに、各教科等にわたる個別の指導計画を作成し、それに基づいて行われた学習の状況や結果を適切に評価し、指導の改善に努める必要がある。

○次期学習指導要領においては、教育が普遍的に目指す根幹を堅持しつつ、社会の変化に視点を向け、柔軟に受け止めていく「社会に開かれた教育課程」の考え方、育成を目指す資質・能力についての基本的な考え方、課題の発見や解決に向けた「主体的・対話的で深い学び」の視点を踏まえた指導方法の充実、カリキュラム・マネジメントなど、初等中等教育全体の改善・充実の方向性は、特別支援学校においても重視することが必要である。

（2）具体的な改善事項

①視覚障害者等である児童生徒に対する教育課程

○視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者に対する教育を行う特別支援学校においては、幼稚園の各領域や小学校等の各教科等の改訂内容を十分に踏まえ、その着実な実施が求められる。

○次期改訂では、小学校の中学年に外国語活動、高学年に教科型の外国語教育が導入されることに伴い、小学部においては、授業時間数の確保など、教育課程編成の工夫が必要となることから、基本的な考え方を示すことが必要である。

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」（答申）③

②知的障害者である児童生徒に対する教育課程

- 小学校等の学習指導要領等の改訂において、各学校段階の全ての教科等において育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき、各教科等の目標や内容が整理されたことを踏まえ、知的障害者である児童生徒のための各教科の目標や内容について小学校等の各教科の目標や内容の連続性・関連性を整理することが必要である。
- 各部の各段階において育成を目指す資質・能力を明確にすることで計画的な指導が行われるよう、各段階共通に示している目標を、段階ごとに示すことが必要である。
- 各部間での円滑な接続を図るため、小学部、中学部及び高等部の各部や各段階の内容のつながりを整理し、小学部と中学部、中学部と高等部間や段階間で系統性のある内容を設定することが必要であり、特に、現行では一段階のみで示されている中学部については、新たに第二段階を設けることが適当である。
- 小学校における外国語教育の充実を踏まえ、小学部において、児童の実態等を考慮の上、外国語に親しんだり、外国の言語や文化について体験的に理解や関心を深めたりするため、教育課程に外国語活動の内容を加えることができるようにすることが適当である。
- 各教科については、小学校等の各教科の内容の改善を参考に、社会の変化に対応した各教科の内容や構成の充実を図ることが必要である。
- 障害の程度や学習状況等の個人差が大きいことを踏まえ、既に当該各部の各教科における段階の目標を達成しているなど、特に必要がある場合には、個別の指導計画に基づき、当該各部に相当する学校段階までの小学校等の学習指導要領の各教科の目標・内容等を参考に指導できるようにすることが適当である。
- 教科別や領域別に指導を行う場合の基本的な考え方を十分に理解した上で、各教科等を合わせた指導が行われるよう、学習指導要領等における示し方を工夫することが重要である。
- 児童生徒一人一人の学習状況を多角的に評価するため、各教科の目標に準拠した評価の観点による学習評価を導入し、学習評価を基に授業評価や指導評価を行い、教育課程編成の改善・充実に生かすことのできるPDCAサイクルを確立することが必要である。

③自立活動

- 自己の理解を深め、自己肯定感を高めるとともに、得意不得意等に係る意思を表明する力を育み、主体的に学ぶ意欲を一層伸長するなど、発達の段階を踏まえて自立活動の内容を改善・充実することが必要である。
- 実態把握から目標・内容の設定までの各過程をつなぐ要点を分かりやすく記述することが必要である。その際、指導目標・内容を設定する際の各教科等と自立活動における手順の違いや両者の関連を分かりやすく示す必要がある。
- 自立活動における多様な評価方法について分かりやすく記述することが必要である。その際、子供たち自らが、自立活動を通して、学習上又は生活上の困難をどのように改善・克服できたか自己評価する方法を工夫することなども重要である。

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」（答申）④

④重複障害者等に対する教育課程の取扱い等

- 学習指導要領及び解説において、重複障害者等に関する教育課程の取扱いを適用する際の基本的な考え方を更に分かりやすく示すことが必要である。
 - ・ 各教科等の目標・内容を、取り扱わなかったり、前各学年の目標・内容に替えたりした場合について、取り扱わなかった内容を学年進行後にどう履修するかなど、教科等の内容の連続性の視点を大切にした指導計画を作成するための基本的な考え方を更に整理して示す。その際、現行の学習指導要領で障害種別に示している「指導内容を適切に精選」すること等の規定も十分考慮する。
 - ・ 他の障害と知的障害を併せ有する者に対して、小・中学校等の各教科の目標・内容を知的障害のある児童生徒のための各教科の目標・内容に替える場合について、教科の内容の連続性の視点から、基本的な考え方を整理して示す。
 - ・ 障害の状態により特に必要がある児童生徒に対して、各教科等の目標・内容に替えて自立活動を主とした指導を行う場合について、心身の調和的発達を促す視点から、基本的な考え方を整理して示す。

⑤指導方法の改善・充実

- 小学校等におけるアクティブ・ラーニングの視点からの学びの過程についての質的改善の方向性は、特別支援学校においても同様であり、新しい社会の在り方を自ら創造することができる資質・能力を育むために、教員が習得・活用・探究といった学びの過程全体を通して、子供たちが「主体的・対話的で深い学び」ができているのかといった子供たちの変容等を踏まえて指導方法を見直し、改善していくことが必要である。
- アクティブ・ラーニングの視点からの指導方法の見直しについては、子供たちが思考し、判断し、表現していく学びの過程が重要となるが、障害のために思考し、判断し、表現することへの困難さのある子供たちについても、障害の状態等に留意して、「主体的・対話的で深い学び」を実現することを目指し、これらの困難さに対応しながら、学びの過程の質的改善を行うことが求められる。
- 視覚障害者等である子供たちに対する、各教科等の指導計画の作成と内容の取扱いについては、育成を目指す資質・能力の視点を一層重視しつつ、医療の進展や支援機器等の開発が進むであろうことも考慮し、子供たちの障害の状態や特性等を踏まえた指導上の留意事項を示すことが必要である。
- 重複障害者等に対する指導については、④で前述した教育課程の取扱いのほか、例えば、自閉症と他の障害が重複する子供たちや、視覚と聴覚の障害が重複する子供たちに対する指導方法について、基本的な考え方や留意点等を具体的に示すことが必要である。
- 障害の状態等に応じた効果的な学習指導やコミュニケーションの手段として、コンピュータ等のICT等を一層活用することが有効である。

⑥カリキュラム・マネジメントの考え方

- 「社会に開かれた教育課程」の観点から、子供たちが卒業後に社会で生活する姿を描き、それぞれの学校において、各部段階を通じてどのような子供たちを育てようとするのか、そのためにはどのような教育を行うことが適当か等の基本的な考え方を明確にした上で教育課程編成に必要な考え方を示すことが必要である。

⑦キャリア教育の充実

- 幼稚部、小学部の段階から、学校や社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程であるキャリア発達を促すキャリア教育の視点を示すことが必要である。
- 障害の程度が重度の子供たちのキャリア教育の考え方について、社会との接続を踏まえ、キャリア発達の視点から示すことが必要である。
- 特別支援学校高等部の卒業生の一般企業等への就労が年々増加している状況を踏まえ、障害のある生徒が自立し社会参加を図るために、幼稚部段階から高等部卒業までを見据えた一貫性のある指導や支援の下、子供たち一人一人のキャリア発達を確実に促すことのできる教育を一層充実させていくことが必要である。

⑧あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師等の養成カリキュラム等の改善

- 高等部における専門教科、専攻科における教育については、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師等のカリキュラム等の改善に関する検討がなされている動向を踏まえ、教育内容等の改善・充実を図る必要がある。

特別支援学校学習指導要領等の公示に関する通知

平成29年4月28日付、学校教育法施行規則の一部を改正する省令及び特別支援学校幼稚部教育要領、小学部・中学部の学習指導要領の公示を実施した旨の通知を発出。高等部については、平成31年2月4日付けで同様の通知を発出。

幼稚園教育要領及び小学校、中学校、高等学校学習指導要領に準じた改正を実施。

特に、以下の内容について努めることを記載。

各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立において、障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進度等を考慮して、個別の指導計画に基づき、基礎的・基本的な事項に重点を置くなど、指導方法や指導体制の工夫改善に努めること。

個別の指導計画の実施状況の評価と改善、教育課程の評価と改善につなげていくよう努めること。

学びの連続性を重視した対応、一人一人に応じた指導の充実等に努めること。

また、特別支援学校教諭等免許状の早期取得の促進及び特別支援学校教員の専門性向上に引き続き努めること。

29文科初第236号
平成29年4月28日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法
人校長
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長

殿

文部科学事務次官

戸谷 一夫



(印影印刷)

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに特別支援学校幼稚部教育要領の全部を改正する告示及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の全部を改正する告示の公示について（通知）

このたび、平成29年文部科学省令第27号をもって、別添1のとおり学校教育法施行規則の一部を改正する省令（以下「改正省令」という。）が制定され、また、平成29年

文部科学省告示第
幼稚園教育要領の全
部を改正する告示
及び特別支援学校
小学部・中学部
学習指導要領」という。

新幼稚園教育要
領は小学部につい
てから施行されます。

今回の改正は、平
成29年4月28日付
の告示（以下「答
申」という。）に
基づき、

中学部の教育課程
の改訂について、
学習指導要領（以
下「要領」という。）
及びこれらに伴い
改訂された

また、都道府県教

30文科初第1465号
平成31年2月4日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法
人校長
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長

殿

文部科学事務次官

藤 原



(印影印刷)

特別支援学校高等部学習指導要領の全部を改正する告示及び平成31年4月1日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める告示等の公示について（通知）

この度、平成31年文部科学省令第3号をもって学校教育法施行規則の一部を改正する省令（以下「改正令」という。）が制定され、また、平成31年文部科学省告示第14号をもって特別支援学校高等部学習指導要領の全部を改正する告示（以下「新高等部学習指導要領」という。）及び平成31年文部科学省告示第15号をもって平成31年4月1日から新特別支援

特別支援学校学習指導要領等の改訂のポイント①

1. 今回の改訂の基本的な考え方

- 社会に開かれた教育課程の実現、育成を目指す資質・能力、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立など、初等中等教育全体の改善・充実の方向性を重視。
- 障害のある子供たちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、幼稚園、小・中・高等学校の教育課程との連続性を重視。
- 障害の重度・重複化、多様化への対応と卒業後の自立と社会参加に向けた充実。

2. 教育内容等の主な改善事項

学びの連続性を重視した対応

- 「重複障害者等に関する教育課程の取扱い※」について、子供たちの学びの連続性を確保する視点から、基本的な考え方を規定。
※当該学年の各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができることや、各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項を前各学年の目標及び内容に替えたりすることができるなどの規定。
- 知的障害者である子供のための各教科等の目標や内容について、育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき整理。その際、各部や各段階、幼稚園や小・中・高等学校とのつながりに留意し、次の点を充実。
 - ・ 中学部に二つの段階を新設、小・中・高等部の各段階に目標を設定、段階ごとの内容を充実
 - ・ 小学部の教育課程に外国語活動を設けることができることを規定
 - ・ 知的障害の程度や学習状況等の個人差が大きいことを踏まえ、特に必要がある場合には、個別の指導計画に基づき、相当する学校段階までの学習指導要領の各教科の目標及び内容を参考に指導ができるよう規定

特別支援学校学習指導要領等の改訂のポイント②

一人一人に応じた指導の充実

- 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者及び病弱者である子供に対する教育を行う特別支援学校において、子供の障害の状態や特性等を十分考慮し、育成を目指す資質・能力を育むため、障害の特性等に応じた指導上の配慮を充実するとともに、コンピュータ等の情報機器（ICT機器）の活用等について規定。
 - 【視覚障害】 空間や時間の概念形成の充実
 - 【聴覚障害】 音声、文字、手話、指文字等を活用した意思の相互伝達の充実
 - 【肢体不自由】 体験的な活動を通じた的確な言語概念等の形成
 - 【病弱】 間接体験、疑似体験等を取り入れた指導方法の工夫
- 発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、自立活動の内容として、「障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること」などを規定。

自立と社会参加に向けた教育の充実

- 卒業後の視点を大切にしたカリキュラム・マネジメントを計画的・組織的に行うことを規定。
- 幼稚部、小学部、中学部段階からのキャリア教育の充実を図ることを規定。
- 生涯学習への意欲を高めることや、生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しみ、豊かな生活を営むことができるよう配慮することを規定。
- 障害のない子供との交流及び共同学習を充実（心のバリアフリーのための交流及び共同学習）
- 知的障害者である子供のための各教科の内容を充実
 - （例）小・中学部
日常生活に必要な国語の特徴や使い方〔国語〕、数学を学習や生活で生かすこと〔算数、数学〕、身近な生活に関する制度〔社会〕、働くことの意義、消費生活と環境〔職業・家庭〕など

実施スケジュール

- ・ 幼稚部：2018年度、小学部：2020年度、中学部：2021年度、高等部：2022年度入学者から実施

学習指導要領改訂に関するスケジュール

26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
幼稚園	中教審における検討		改訂 (4月28日)	周知徹底	30年度～全面实施			
小学部	中教審諮問 26・11・20	論点整理 27・8・26			移行期間	32年度～全面实施		
中学部		審議まとめ 28・8・26			移行期間	33年度～全面实施		
高等部		答申 28・12・21			改訂 周知徹底	移行期間	34年度～ 年次進行で 実施	

【指導要録・学習評価について】

・中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会 児童生徒の学習評価に関するワーキンググループにおいて、年内を目途に一定の考え方をとりまとめ予定。

本日の内容

I 改訂の経緯と基本方針

- 1 改訂の経緯
- 2 改訂の基本方針

II 高等部学習指導要領改訂のポイント

—総則の改善点を中心に—

- 1 総則改正の基本的な考え方
- 2 構成の大幅な見直しと内容の主な改善事項

今回の改訂の基本的な考え方

- 社会に開かれた教育課程の実現、育成を目指す資質・能力、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立など、初等中等教育全体の改善・充実の方向性を重視。
- 障害のある子供たちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、幼稚園、小・中・高等学校の教育課程との連続性を重視。
- 障害の重度・重複化、多様化への対応と卒業後の自立と社会参加に向けた充実。

学習指導要領改訂の方向性

新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

「**社会に開かれた教育課程**」の実現

各学校における「**カリキュラム・マネジメント**」の実現

何を学ぶか

どのように学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた
教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共
（仮称）」の新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を
構造的に示す

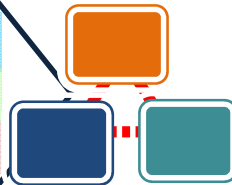
学習内容の削減は行わない※

主体的・対話的で深い学び（「**アクティブ・
ラーニング**」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習
得など、新しい時代に求
められる資質・能力を育成

知識の量を削減せず、質
の高い理解を図るための
学習過程の質的改善

主体的な学び
対話的な学び
深い学び



※高校教育については、些末な事実に知識の暗記が大学入学者選抜で問われることが課題になっており、そうした点を克服するため、重要用語の整理等を含めた高大接続改革等を進める。

1-2 これからの教育課程の理念

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしながら、社会との連携・協働によりその実現を図っていく。

<社会に開かれた教育課程>

- ① **社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。**
- ② **これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自分の人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。**
- ③ **教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。**

育成を目指す資質・能力の三つの柱

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性の涵養

情意・人間性に
関するもの

どのように社会・世界と関わり、
よりよい人生を送るか

「確かな学力」「健やかな体」「豊かな心」を
総合的にとらえて構造化

何を理解しているか
何ができるか

生きて働く
知識・技能の習得

知識に関するもの

理解していること・できる
ことをどう使うか

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

スキルに関するもの

各学校段階を通した教育のイメージ

【高等学校】

⇒主に生涯にわたる社会生活やより主体的な社会参画、その後の専門的な学習のために必要となる 資質・能力

- 知識・技能
- 思考力・判断力・表現力等
- 学びに向かう力、人間性

【中学校】

⇒主に生涯にわたる社会生活の基盤となる 資質・能力

- 知識・技能
- 思考力・判断力・表現力等
- 学びに向かう力、人間性

【小学校】

⇒主に日常生活から身近な社会生活を送るにあたり必要となる資質・能力

- 知識・技能
- 思考力・判断力・表現力等
- 学びに向かう力、人間性

【幼児教育】 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

- 「義務教育を終える段階で身に付けておくべき力は何か」、「18歳の段階で身に付けておくべき力は何か」という観点から、初等中等教育の出口のところで身に付けておくべき力を明確にしながら、幼・小・中・高の教育を、縦のつながりの見通しを持って系統的に組織していくことが重要（「論点整理」より）
- これを踏まえ、小・中・高については、育成すべき資質・能力の三つの柱（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力、人間性」）に沿って、各学校段階で育成すべき資質・能力を明確化することとしてはどうか。
- その上で、学習指導要領・総則において、各学校段階の教育を通じて育成すべき資質・能力として示すこととしてはどうか。
- なお、幼児教育については、三つの柱に沿って資質・能力の育成を行うが、遊びを通しての総合的な指導の中で一体的に育まれるため、5歳児修了時までには育ってほしい具体的な姿を「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として整理している。

健康な心と体

自立心

協同性

道徳性・規範意識の芽生え

社会生活との関わり

思考力の芽生え

自然との関わり・生命尊重

数量・図形、文字等への関心・感覚

言葉による伝え合い

豊かな感性と表現

《参考》カリキュラム・マネジメントの三つの側面

児童又は生徒や学校、地域の実態を適切に把握

- 教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科横断的な視点で組み立てていく

各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校の教育目標を踏まえた**教科横断的な視点**で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していくこと。

- 教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていく

教育内容の質の向上に向けて、子供たちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連の**PDCAサイクルを確立**すること。

- 教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていく

教育内容と、教育活動に必要な**人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせること。**

- 児童又は生徒に何が身に付いたかという学習の成果を的確に捉え、第3節の3の(3)のイに示す**個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげていくよう工夫すること。**

カリキュラム・マネジメントの
三つの側面

特別支援
学校では

本日の内容

I 改訂の経緯と基本方針

- 1 改訂の経緯
- 2 改訂の基本方針

II 高等部学習指導要領改訂のポイント

—総則の改善点を中心に—

- 1 総則改正の基本的な考え方
- 2 構成の大幅な見直しと内容の主な改善事項

1 総則改正の基本的な考え方

① 資質・能力の育成を目指す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

- 学校教育を通して育成を目指す資質・能力を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」に再整理し、それらがバランスよく育まれるよう改善。
- 言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力や、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力が教科等横断的な視点に基づき育成されるよう改善。
- 資質・能力の育成を目指し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が推進されるよう改善。
- 言語活動や体験活動、ICT等を活用した学習活動等を充実するよう改善。

② カリキュラム・マネジメントの充実

- カリキュラム・マネジメントの実践により、校内研修の充実等が図られるよう、章立てを改善。
- 生徒の実態等を踏まえて教育の内容や時間を配分し、授業改善や必要な人的・物的資源の確保などの創意工夫を行い、組織的・計画的な教育の質的向上を図るカリキュラム・マネジメントを推進するよう改善。

③ 生徒の調和的な発達の支援，家庭や地域との連携・協働

- 生徒一人一人の調和的な発達を支える視点から，ホームルーム経営や生徒指導，キャリア教育の充実について示した。
- 海外から帰国した生徒，日本語の習得に困難のある生徒への指導と教育課程の関係について示した。
- 教育課程外の学校教育活動である部活動について，教育課程との関連が図られるようにするとともに，持続可能な運営体制が整えられるようにすることを示した。
- 教育課程の実施に当たり，家庭や地域と連携・協働していくことを示した。

④ 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

- カリキュラム・マネジメントの視点から，本規定を適用する際の基本的な考え方を示した。

本日の内容

I 改訂の経緯と基本方針

- 1 改訂の経緯
- 2 改訂の基本方針

II 高等部学習指導要領改訂のポイント

—総則の改善点を中心に—

- 1 総則改正の基本的な考え方
- 2 構成の大幅な見直しと内容の主な改善事項

前 文(「社会に開かれた教育課程」の実現など、改訂が目指す理念)

第1章 総則(小学部・中学部)

第1章 総則(高等部)

何ができるようになるか

第1節 教育目標

第2節 小学部及び中学部における教育の基本と教育課程の役割

第1節 教育目標

第2節 教育課程の編成

第1款 高等部における教育の基本と教育課程の役割

何を学ぶか

第3節 教育課程の編成

第2款 教育課程の編成

どのように学ぶか、何が身に付いたか

第4節 教育課程の実施と学習評価

第3款 教育課程の実施と学習評価

第4款 単位の修得及び卒業の認定

子供達の発達をどのように支援するか

第5節 児童又は生徒の調和的な発達の支援

第5款 生徒の調和的な発達の支援

実現するために何が必要か

第6節 学校運営上の留意事項

第6款 学校運営上の留意事項

第7節 道徳教育に関する配慮事項

第8節 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

第7款 道徳教育に関する配慮事項

第8款 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

第9款 専攻科

ア 教育目標(第1章第1節)

特別支援学校については、学校教育法第72条を踏まえ、学習指導要領において教育目標を示している。学校教育法第51条に規定する高等学校教育の目標とともに、生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うという目標の達成に努めることを示している。

イ 高等部における教育の基本と教育課程の役割(第1章第2節第1款)

従前、「一般方針」として規定していた内容を再整理し、教育課程編成の原則(第1章第2節第1款の1)を示すとともに、生徒に生きる力を育む各学校の特色ある教育活動の展開(確かな学力、豊かな心、健やかな体、自立活動)(第1章第2節第1款の2)、育成を目指す資質・能力(第1章第2節第1款の3)、就業やボランティアに関わる体験的な学習の指導(第1章第2節第1款の4)、カリキュラム・マネジメントの充実(第1章第2節第1款の5)について示している。

なお、就業やボランティアに関わる体験的な学習の指導については、従前同様適切に行うこととし、それらを通じて、「勤労の尊さ」、「創造することの喜び」の体得、「望ましい勤労観、職業観」の育成、「社会奉仕の精神」の涵(かん)養を図ることとしている。

ウ 教育課程の編成(第1章第2節第2款)

(ア) 各学校の教育目標と教育課程の編成(第1章第2節第2款の1)

本項は、今回新たに加えたものである。各学校における教育課程の編成に当たって重要となる各学校の教育目標を明確に設定すること、教育課程の編成についての基本的な方針を家庭や地域と共有すべきこと、各学校の教育目標を設定する際に総合的な探究の時間について各学校の定める目標との関連を図ることについて規定している。

(イ) 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成(第1章第2節第2款の2)

本項も、今回新たに加えたものである。生徒に「生きる力」を育むことを目指して教育活動の充実を図るに当たっては、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力や、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を教科等横断的に育成することが重要であることを示している。

(ウ) 教育課程の編成における共通的事項(第1章第2節第2款の3)

- (1) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科・科目等の履修
 - (2) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の履修
 - (3) 選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程の編成
 - (4) 各教科・科目等又は各教科等の内容等の取扱い
 - (5) 指導計画の作成に当たっての配慮すべき事項
 - (6) キャリア教育及び職業教育に関して配慮すべき事項
- 6項目で再整理して示すなど構成の改善を図っている。

また、高等学校に準じ「共通性の確保」と「多様性への対応」を軸に、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部において育成を目指す資質・能力を踏まえて教科・科目等の構成の見直しを図っている。一方で、標準単位数の範囲内で合計が最も少なくなるように履修した際の必履修教科・科目の単位数の合計（35単位）や専門学科（専門教育を主とする学科をいう。以下同じ。）において全ての生徒に履修させる専門教科・科目（第1章第2款の3の(1)のアの(ウ)に掲げる各教科・科目、同表に掲げる教科に属する学校設定科目及び専門教育に関する学校設定教科に関する科目をいう。以下同じ。）の単位数の下限（25単位）については従前と変更しておらず、高等部において共通に履修しておくべき内容は、引き続き担保。

(エ) 学部段階間及び学校段階等間の接続（第1章第2節第2款の4）

今回新たに加えた事項。初等中等教育全体を見通しながら、教育課程に基づく教育活動を展開する中で、生徒に求められる資質・能力がバランスよく育まれるよう、卒業後の進路を含めた学部段階間及び学校段階等の接続について明記。

また、高等学校に準じ「共通性の確保」と「多様性への対応」を軸に、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部において育成を目指す資質・能力を踏まえて教科・科目等の構成の見直しを図っている。一方で、標準単位数の範囲内で合計が最も少なくなるように履修した際の必履修教科・科目の単位数の合計（35単位）や専門学科（専門教育を主とする学科をいう。以下同じ。）において全ての生徒に履修させる専門教科・科目（第1章第2款の3の(1)のアの(ウ)に掲げる各教科・科目、同表に掲げる教科に属する学校設定科目及び専門教育に関する学校設定教科に関する科目をいう。以下同じ。）の単位数の下限（25単位）については従前と変更しておらず、高等部において共通に履修しておくべき内容は、引き続き担保。

(エ) 学部段階間及び学校段階等間の接続（第1章第2節第2款の4）

今回新たに加えた事項。初等中等教育全体を見通しながら、教育課程に基づく教育活動を展開する中で、生徒に求められる資質・能力がバランスよく育まれるよう、卒業後の進路を含めた学部段階間及び学校段階等の接続について明記。

エ 教育課程の実施と学習評価(第1章第2節第3款)

今回の改訂では、カリキュラム・マネジメントに資する観点から、教育課程の実施及び学習評価について独立して項目立てを行い、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善(第1章第2節第3款の1)及び学習評価の充実(第1章第2節第3款の3)について規定。

主な改善事項

(ア) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善(第1章第2節第3款の1)

今回の改訂では、育成を目指す資質・能力を確実に育むため、単元や題材な内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことを明記。加えて、言語環境の整備と言語活動の充実、コンピュータ等や教材・教具の活用、見通しを立てたり振り返ったりする学習活動、体験活動、学校図書館、地域の公共施設の利活用について、各教科・科目等又は各教科等の指導に当たっての配慮事項として整理した。

(イ) 学習評価の充実(第1章第2節第3款の3)

学習評価は、生徒の学習の成果を的確に捉え、教師が指導の改善を図るとともに、生徒自身が自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるためにも、その在り方は重要であり、教育課程や学習・指導方法の改善と一貫性のある取組を進めることが求められる。今回の改訂においては、こうした点を踏まえ、学習評価に関する記載を充実。

また、カリキュラム・マネジメントを推進する観点から、個別の指導計画に基づいて行われた学習状況や結果を適切に評価し、指導目標や指導内容、指導方法の改善に努め、より効果的な指導ができるようにすることについて新たに示した。

オ 単位の修得及び卒業の認定(第1章第2節第4款)

視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校及び知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校それぞれに整理して示した。

なお，学校教育法施行規則等においては，学校外における学修等について単位認定を可能とする制度が設けられており，それらの制度についても適切な運用がなされるよう，本解説第2編第2部第1章第5節に説明を加えている。

カ 生徒の調和的な発達の支援(第1章第2節第5款)

今回の改訂においては，生徒の調和的な発達の支援の観点から，従前の規定を再整理して独立して項目立てを行うとともに，記載の充実を図っている。具体的には，生徒の発達を支える指導の充実，特別な配慮を必要とする生徒への指導及び個別の教育支援計画などについて規定しているところである。

主な改善事項

(ア) 生徒の調和的な発達を支える指導の充実(第1章第2節第5款の1)

生徒一人一人の調和的な発達を支える視点から，ホームルーム経営や生徒指導，キャリア教育の充実と教育課程との関係について明記するとともに，個に応じた指導の充実に関する記載を充実。

(イ) 特別な配慮を必要とする生徒への指導(第1章第2節第5款の2)

海外から帰国した生徒などの学校生活への適応や，日本語の習得に困難のある生徒に対する日本語指導など，特別な配慮を必要とする生徒への対応について明記した。

キ 学校運営上の留意事項(第1章第2節第6款)

各学校におけるカリキュラム・マネジメントの充実に資するよう、「教育課程を実施するに当たって何が必要か」という観点から、教育課程の改善と学校評価等、教育課程外の活動との連携等(第1章第2節第6款の1)、家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携(第1章第2節第6款の2)について記載を充実。

具体的には、教育課程の編成及び実施に当たっての各分野における学校の全体計画等との関連、教育課程外の学校教育活動(特に部活動)と教育課程の関連、教育課程の実施に当たっての家庭や地域との連携・協働について記載を充実。

ク 道徳教育に関する配慮事項(第1章第2節第7款)

小・中学部学習指導要領総則と同様に、道徳教育の充実の観点から、高等部における道徳教育推進上の配慮事項を第7款としてまとめて示すこととした。詳細は、次節に記載。

ケ 重複障害者等に関する教育課程の取扱い(第1章第2節第8款)

カリキュラム・マネジメントの視点から、本規定を適用する際の基本的な考え方を示した。

(3) 各教科・科目及び各教科

① 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者及び病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

各教科・科目等の目標及び内容等について，高等学校に準ずることは従前と同様。さらに，生徒の障害の種類と程度に応じた指導の一層の充実を図るため，各障害種別に示されている指導上の配慮事項を改善及び充実。

② 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

各教科の目標及び内容について，育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき整理。その際，各段階，小学校，中学校及び高等学校とのつながりに留意し，各教科の目標及び内容等の見直しを行った。

各段階に目標を設定。段階ごとの内容を充実するとともに，教科ごとの指導計画の作成と内容の取扱いを新たに示した。

(4) 道徳科

知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における，従前までの道徳を「特別の教科 道徳」と改めた。

指導計画の作成に当たって，各教科等との関連を密にしながら，経験の拡充を図り，豊かな道徳的心情を育て，将来の生活を見据え，広い視野に立って道徳的判断や行動ができるようにすることを新たに示した。

(5) 総合的な探究の時間

目標及び内容等については、高等学校に準ずることは従前と同様。

知的障害者である生徒に対する配慮事項を新たに示した。

(6) 自立活動

① 内容

今回の改訂では、生徒の多様な障害の種類や状態等に応じた指導を一層充実するため、「1健康の保持」の区分に「(4)障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。」の項目を新設。

また、自己の理解を深め、主体的に学ぶ意欲を一層伸長するなど、発達の段階を踏まえた指導を充実するため、「4環境の把握」の区分の下に設けられていた「(2)感覚や認知の特性への対応に関すること。」の項目を「(2)感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること。」と改めた。

更に、「(4)感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関すること。」の項目を「(4)感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること。」と改めた。

② 個別の指導計画の作成と内容の取扱い

今回の改訂では、個別の指導計画の作成について更に理解を促すため、実態把握から指導目標や具体的な指導内容の設定までの手続きの中に「指導すべき課題」を明確にすることを加え、手続きの各過程を整理する際の配慮事項をそれぞれ示した。

また、生徒自身が活動しやすいように環境や状況に対する判断や調整をする力を育むことが重要であることから、「個々の生徒に対し、自己選択・自己決定する機会を設けることによって、思考・判断・表現する力を高めることができるような指導内容を取り上げること。」を新たに示した。

更に、生徒自らが、自立活動の学習の意味を将来の自立と社会参加に必要な資質・能力との関係において理解したり、自立活動を通して、学習上又は生活上の困難をどのように改善・克服できたか自己評価につなげたりしていくことが重要であることから、「個々の生徒が、自立活動における学習の意味を将来の自立や社会参加に必要な資質・能力との関係において理解し、取り組めるような指導内容を取り上げること。」を新たに示した。

特別支援学校学習指導要領等の改訂のポイント①

1. 今回の改訂の基本的な考え方

- 社会に開かれた教育課程の実現、育成を目指す資質・能力、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立など、初等中等教育全体の改善・充実の方向性を重視。
- 障害のある子供たちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、幼稚園、小・中・高等学校の教育課程との連続性を重視。
- 障害の重度・重複化、多様化への対応と卒業後の自立と社会参加に向けた充実。

2. 教育内容等の主な改善事項

学びの連続性を重視した対応

- 「重複障害者等に関する教育課程の取扱い※」について、子供たちの学びの連続性を確保する視点から、基本的な考え方を規定。
※当該学年の各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができることや、各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項を前各学年の目標及び内容に替えたりすることができるなどの規定。
- 知的障害者である子供のための各教科等の目標や内容について、育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき整理。その際、各部や各段階、幼稚園や小・中・高等学校とのつながりに留意し、次の点を充実。
 - ・ 中学部に二つの段階を新設、小・中・高等部の各段階に目標を設定、段階ごとの内容を充実
 - ・ 小学部の教育課程に外国語活動を設けることができることを規定
 - ・ 知的障害の程度や学習状況等の個人差が大きいことを踏まえ、特に必要がある場合には、個別の指導計画に基づき、相当する学校段階までの学習指導要領の各教科の目標及び内容を参考に指導ができるよう規定

知的障害者である生徒の各教科

～例：国語科 目標を資質・能力の三つの柱で整理～

	高等部(知的)	高等学校
国語科で育成する資質・能力	言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で理解し表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。	言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で的確に理解し効果的に表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。
知識及び技能	(1) 社会生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使うことができるようにする。	(1) 生涯にわたる社会生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使うことができるようにする。
思考力、判断力、表現力等	(2) 社会生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、思考力や想像力を養う。	(2) 生涯にわたる社会生活における他者との関わりの中で伝え合う力を高め、思考力や想像力を伸ばす。
学びに向かう力、人間性等	(3) 言葉がもつよさを認識するとともに、言語感覚を養い、国語を大切にしているその能力の向上を図る態度を養う。	(3) 言葉のもつ価値への認識を深めるとともに、言語感覚を磨き、我が国の言語文化の担い手としての自覚をもち、生涯にわたり国語を尊重してその能力の向上を図る態度を養う。

例：国語科 内容の構成

〔知識及び技能〕

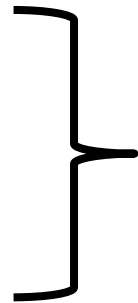
- (1) 言葉の特徴や使い方に関する事項
- (2) 話や文章に含まれている情報の扱い方に関する事項
→ 小学部3段階から設定
- (3) 我が国の言語文化に関する事項

〔思考力, 判断力, 表現力等〕

A 聞くこと・話すこと

B 書くこと

C 読むこと



→ 知的障害の国語では
「言語活動例」を
示さないこととした

特別支援学校学習指導要領等の改訂のポイント②

一人一人に応じた指導の充実

- 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者及び病弱者である子供に対する教育を行う特別支援学校において、子供の障害の状態や特性等を十分考慮し、育成を目指す資質・能力を育むため、障害の特性等に応じた指導上の配慮を充実するとともに、コンピュータ等の情報機器（ICT機器）の活用等について規定。
 - 【視覚障害】 空間や時間の概念形成の充実
 - 【聴覚障害】 音声、文字、手話、指文字等を活用した意思の相互伝達の充実
 - 【肢体不自由】 体験的な活動を通じた的確な言語概念等の形成
 - 【病弱】 間接体験、疑似体験等を取り入れた指導方法の工夫
- 発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、自立活動の内容として、「障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること」などを規定。

自立と社会参加に向けた教育の充実

- 卒業後の視点を大切にしたカリキュラム・マネジメントを計画的・組織的に行うことを規定。
- 幼稚部、小学部、中学部段階からのキャリア教育の充実を図ることを規定。
- 生涯学習への意欲を高めることや、生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しみ、豊かな生活を営むことができるよう配慮することを規定。
- 障害のない子供との交流及び共同学習を充実（心のバリアフリーのための交流及び共同学習）
- 知的障害者である子供のための各教科の内容を充実
 - （例）小・中学部
日常生活に必要な国語の特徴や使い方〔国語〕、数学を学習や生活で生かすこと〔算数、数学〕、身近な生活に関する制度〔社会〕、働くことの意義、消費生活と環境〔職業・家庭〕など

実施スケジュール

- ・ 幼稚部：2018年度、小学部：2020年度、中学部：2021年度、高等部：2022年度入学者から実施

例) 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第2章 各教科

第1款 各教科の目標及び各科目の目標と内容

各教科の目標及び各科目の目標と内容については、当該各教科及び各科目に対応する高等学校学習指導要領第2章及び第3章に示す各教科の目標及び各科目の目標と内容に準ずるほか、(中略)、聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校については第6款から第9款までに示すところによるものとする。

第2款 各科目に関する指導計画の作成と内容の取扱い

各科目に関する指導計画の作成と内容の取扱いについては、高等学校学習指導要領第2章及び第3章に示すものに準ずるほか(中略)、聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校については第6款から第9款までに示すところによるものとするが、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分考慮するとともに、特に次の事項に配慮するものとする。

(中略)

2 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

(後略)

《参考》 高等学校の各教科・科目等

第2章 第2章 各学科に共通する各教科

第1節 国語

第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。(中略)

(9) 障害のある生徒などについては、**学習活動を行う場合に生じる困難さ**に応じた**指導内容や指導方法の工夫**を計画的、組織的に行うこと。

■ **学習活動を行う場合に生じる困難さとは**

見えにくさ、聞こえにくさ、道具の操作の困難さ、移動上の制約、健康面や安全面での制約、発音のしにくさ、心理的な不安定、人間関係形成の困難さ、読み書きや計算等の困難さ、注意の集中を持続することが苦手であることなど



障害種別の配慮例(総則)に加え、各教科の解説も改善・充実

■ 困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫とは

例えば、国語科における配慮として、次のようなものが考えられる。

- 自分の立場以外の視点で考えたり他者の感情を理解したりするのが困難な場合には、生徒が身近に感じられる文章(例えば、同年代の主人公の物語など)を取り上げ、文章に表れている心情やその変化等が分かるよう、行動の描写や会話文に含まれている気持ちがよく伝わってくる語句等に気付かせたり、心情の移り変わりが分かる文章の中のキーワードを示したり、心情の変化を図や矢印などで視覚的に分かるように示してから言葉で表現させたりするなどの配慮をする。
- 比較的長い文章を書くなど、一定量の文字を書くことが困難な場合には、文字を書く負担を軽減するため、手書きだけではなくICT機器を使って文章を書くことができるようにするなどの配慮をする。
- 声を出して発表することに困難がある場合や人前で話すことへの不安を抱いている場合には、紙やホワイトボードに書いたものを提示したりICT機器を活用したりして発表するなど、多様な表現方法が選択できるように工夫し、自分の考えを表すことに対する自信がもてるような配慮をする。

■ 計画的、組織的に行うとは

個別の指導計画の活用・・・必要な配慮を教員間で共有・引継ぐ

例) 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第2章 各教科

第1款 各教科の目標及び各科目の目標と内容

各教科の目標及び各科目の目標と内容については、当該各教科及び各科目に対応する高等学校学習指導要領第2章及び第3章に示す各教科の目標及び各科目の目標と内容に準ずるほか、(中略)、聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校については第6款から第9款までに示すところによるものとする。

第2款 各科目に関する指導計画の作成と内容の取扱い

各科目に関する指導計画の作成と内容の取扱いについては、高等学校学習指導要領第2章及び第3章に示すものに準ずるほか(中略)、聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校については第6款から第9款までに示すところによるものとするが、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分考慮するとともに、特に次の事項に配慮するものとする。

(中略)

2 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

(後略)

季刊誌

特別支援教育

平成31年春 第73号

発行日：年4回刊行 3・6・9・12月
第73号価格：2160円(税込み)

文部科学省特別支援教育課編集の
特別支援教育の総合情報誌

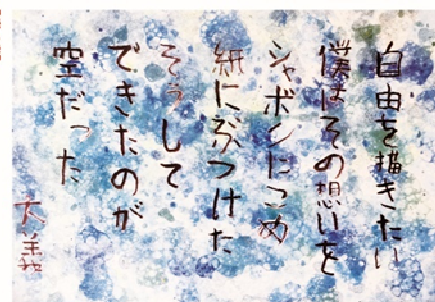
関係者必携

特別支援教育

平成31年
春
No.73
ISSN 1340-2003
N07312

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 編集

【特集】
学習指導要領等の改訂VI
特別支援学校高等部、高等学校における改訂の要点



特別と言われる支援を

●連載講座「心のバリアフリー」を
踏まえた教育活動

●子供をささえるネットワーク

●施策たより ●研究最新情報

●特別支援学校の教育活動

●特別支援学校の教育活動

●特別支援学校の教育活動

●特別支援学校の教育活動

●特別支援学校の教育活動

●特別支援学校の教育活動

●特別支援学校の教育活動

●特別支援学校の教育活動

●特別支援学校の教育活動

●特別支援学校の教育活動

●特別支援学校の教育活動

●特別支援学校の教育活動

●特別支援学校の教育活動

●特別支援学校の教育活動

●特別支援学校の教育活動

●特別支援学校の教育活動

●特別支援学校の教育活動

本誌の購入のお申込みは・・・

◆全国の書店

最寄りの書店等で御購入下さい。定期購読もすることができます。

◆東洋館出版社

年間定期購読を受け付けております。

TEL03-3823-9206

<http://www.toyokan.co.jp/search/g2797.html>

◆インターネットからも購入することができます。



全文掲載「特別支援学校高等部学習指導要領」